

川口市旅館業の施設の設置場所及び衛生措置の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>上がり用湯 洗い場に備え付けられた湯栓及びシャワー</u>から供給される温水をいう。</p> <p>(6) <u>上がり用水 洗い場に備え付けられた水栓及びシャワー</u>から供給される水をいう。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(衛生に必要な措置の基準)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第4条第2項の規定により条例で定める清潔を保持するための措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 入浴設備</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>浴槽水は、規則で定めるところにより消毒を行うこと。</u></p> <p>エ <u>原湯、上がり用湯(シャワーから供給されるものに限る。)及び浴槽水は、規則で定めるところにより水質検査を行い、その記録を3年間保存すること。</u></p> <p>オ (略)</p> <p>カ <u>シャワーを設ける場合は、次のとおりとすること。</u></p> <p>(ア) <u>毎週1回以上、内部の水が置き換わるように通水すること。</u></p> <p>(イ) <u>シャワーヘッド及びホースは、6月に1回以上点検し、毎年1回以上内部の汚れ及びスケールの洗浄並びに消毒を行うこと。</u></p> <p>キ (略)</p> <p>ク <u>水位計配管は、毎週1回以上消毒し、必要に応じて付着した生物膜を適切な方法で除去すること。</u></p> <p>ケ (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>上がり用湯 洗い場又はシャワー</u>に備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。</p> <p>(6) <u>上がり用水 洗い場又はシャワー</u>に備え付けられた水栓から供給される水をいう。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(衛生に必要な措置の基準)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第4条第2項の規定により条例で定める清潔を保持するための措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 入浴設備</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>浴槽水は、規則で定めるところにより水質検査を行い、その記録を3年間保存すること。</u></p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p>

改正後	改正前
<p>コ 循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場合は、次のとおりとすること。 (ア)・(イ) (略) (ウ) 集毛器は、毎日1回以上<u>清掃及び消毒を行う</u>こと。</p> <p><u>(エ) (略)</u></p> <p>サ (略)</p> <p>シ <u>浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設置する場合は、適宜清掃及び消毒を行うこと。</u></p> <p>ス (略)</p> <p>セ 浴室の給湯栓又はシャワーへ送る湯の温度を調節する調節箱を設ける場合は、<u>生物膜の状況を監視するとともに、毎年1回以上清掃及び消毒を行う</u>こと。</p> <p>ソ (略)</p> <p>タ (略)</p> <p>チ <u>自主管理に係る点検記録は、3年間保存すること。</u></p> <p>ツ <u>浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する客室の入浴設備については、イからセまで、タ及びチの規定は、適用しないこと。</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>5 法第4条第2項の規定により条例で定めるその他宿泊者の衛生に必要な措置のうち客室の定員は、旅館・ホテル営業及び下宿営業にあつては3.5平方メートルにつき1人、簡易宿所営業にあつては<u>3.3平方メートルにつき1人（階層式寝台を置く場合にあつては、1.65平方メートルにつき1人）を基準とする。</u></p> <p>(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第8条 令第1条第1項第8号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 玄関帳場を設置しない場合は、次の要件を満たすこと。</u></p> <p>ア <u>当該施設へおおむね10分以内に駆けつけることができる範囲内に、規則で定める管理体制を有する事務所（以下「管理事務所」という。）を有すること。</u></p> <p>イ <u>施設の出入口付近に、宿泊者等の出入りの状況を鮮明な画像により確認することができるビデオカメラその他の撮影機器（録画機能を有するものに限る。）を設置し、その画像を常時確認することができる機器を管理事務所に設置するこ</u></p>	<p>キ 循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場合は、次のとおりとすること。 (ア)・(イ) (略) (ウ) 集毛器は、毎日1回以上<u>清掃</u>すること。 <u>(エ) 浴槽水は、規則で定めるところにより消毒すること。</u></p> <p><u>(オ) (略)</u></p> <p>ク (略)</p> <p>ケ (略)</p> <p>コ 浴室の給湯栓又はシャワーへ送る湯の温度を調節する調節箱を設ける場合は、<u>当該調節箱を定期的に清掃</u>すること。</p> <p>サ (略)</p> <p>シ (略)</p> <p>ス 浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する客室の入浴設備については、イから<u>コ</u>まで及び<u>シ</u>の規定は、適用しないこと。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>5 法第4条第2項の規定により条例で定めるその他宿泊者の衛生に必要な措置のうち客室の定員は、旅館・ホテル営業及び下宿営業にあつては3.5平方メートルにつき1人、簡易宿所営業にあつては<u>1.5平方メートルにつき1人を基準とする。</u></p> <p>(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第8条 令第1条第1項第8号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>と。</u></p> <p><u>ウ 宿泊者の本人確認を行うために、宿泊者本人を鮮明な画像により確認することができるビデオカメラその他の撮影機器を施設に設置するとともに、施設及び管理事務所に双方の間で連絡を取ることができる通話機器を設置すること。ただし、宿泊者と直接面接を行うことにより宿泊手続を行う場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>エ ウの規定により撮影機器及び通話機器を設置した施設内の場所並びに客室に、当該施設の名称及び営業者名、管理事務所の所在地並びに事故その他の緊急を要する事態が発生した場合に対応する者と常時連絡を取ることができる連絡先が表示されていること。</u></p> <p><u>(5) 入浴設備を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。</u></p> <p>ア～エ (略)</p> <p><u>オ 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合は、次の要件を満たす構造設備であること。</u></p> <p><u>(ア) 連日使用している浴槽水を用いる構造でないこと。</u></p> <p><u>(イ) 当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。</u></p> <p>カ (略)</p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第9条 令第1条第2項第7号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 入浴設備を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>エ 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合は、次の要件を満たす構造設備であること。</u></p> <p><u>(ア) 連日使用している浴槽水を用いる構造でないこと。</u></p> <p><u>(イ) 当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造で</u></p>	<p>(4) 入浴設備を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p><u>オ 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設置する場合は、当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。</u></p> <p>カ (略)</p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第9条 令第1条第2項第7号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 入浴設備を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>エ 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合は、当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>あること。</u></p> <p>オ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(下宿営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第10条 令第1条第3項第5号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 入浴設備を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>浴槽に気泡発生装置等を設置する場合は、次の要件を満たす構造設備であること。</u></p> <p><u>(ア) 連日使用している浴槽水を用いる構造でないこと。</u></p> <p><u>(イ) 当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。</u></p> <p>オ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(構造設備の適用除外)</p> <p>第11条 第8条第2号、第3号エ及び<u>第8号並びに</u>第9条第2号及び第6号の規定は、次に掲げる施設については、適用しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(責任者の届出)</p> <p>第12条 法第3条の2第1項に規定する営業者は、<u>第5条第4項第3号タ</u>の規定により入浴設備について日常の衛生管理に係る責任者を選任し、又は変更したときは、遅滞なく、その責任者の氏名その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 施行日の前日において旅館業法施行条例の一部を改正する条例（平成20年埼玉県条例第18号）附則第2項の規定の適用を受けていた旅館業の施設であって、施行日以後引き続き第8条第5号エからカまで、第9条第3号ウからオまで又は第10条第1号ウからオまでの規定に適合しない部分があるものの当該部分に係る構造設備の基準につ</p>	<p>オ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(下宿営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第10条 令第1条第3項第5号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 入浴設備を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>浴槽に気泡発生装置等を設置する場合は、当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。</u></p> <p>オ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(構造設備の適用除外)</p> <p>第11条 第8条第2号、第3号エ及び<u>第7号並びに</u>第9条第2号及び第6号の規定は、次に掲げる施設については、適用しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(責任者の届出)</p> <p>第12条 法第3条の2第1項に規定する営業者は、<u>第5条第4項第3号シ</u>の規定により入浴設備について日常の衛生管理に係る責任者を選任し、又は変更したときは、遅滞なく、その責任者の氏名その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 施行日の前日において旅館業法施行条例の一部を改正する条例（平成20年埼玉県条例第18号）附則第2項の規定の適用を受けていた旅館業の施設であって、施行日以後引き続き第8条第4号エからカまで、第9条第3号ウからオまで又は第10条第1号ウからオまでの規定に適合しない部分があるものの当該部分に係る構造設備の基準につ</p>

改正後	改正前
<p>いては、施行日以後最初に当該部分の構造設備が変更されるまでの間は、同項の規定の例による。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日前に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可（以下「営業許可」という。）の申請をした場合の当該申請に係る施設については、同日以後に増築され、又は、改築され、若しくは構造設備の変更を伴う修繕が行われた部分を除き、この条例による改正後の川口市旅館業の施設の設置場所及び衛生措置の基準等を定める条例第8条第4号及び第5号オ、第9条第3号エ並びに第10条第1号エの規定は、適用しない。営業許可を受けて旅館業を営む者から当該旅館業を譲り受けた者が同日以後に営業許可の申請をする場合であつて、当該申請に係る施設がこの項の規定の適用を受けているものであるときの当該施設についても、同様とする。</p>	<p>いては、施行日以後最初に当該部分の構造設備が変更されるまでの間は、同項の規定の例による。</p>